

証券コード：7434
平成27年8月11日

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅三丁目9番11号

株式会社 **オータケ**
代表取締役社長 吉 川 富 雄

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年8月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年8月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中村区名駅三丁目15番9号
安保ホール 301号室（安保ビルディング3階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報 告 事 項 第63期（平成26年6月1日から平成27年5月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 定款一部変更の件
- 第 3 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7 名選任の件
- 第 4 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件
- 第 5 号議案 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件
- 第 6 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
- 第 7 号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、  
インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kk-otake.co.jp>) に掲載させて  
いただきます。

本総会は節電のため冷房を抑えて開催する予定です。当日は「クールビズ」に  
て対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席く  
ださいようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成26年6月1日から  
平成27年5月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、各種経済対策や公共投資の増大等に加え原油価格の下落により企業収益に改善傾向が見られましたが、円安による原材料価格の上昇等、コスト増加要因もあり総じて緩やかな回復となりました。

当管材業界におきましては、ビル建設投資が比較的堅調に推移するものの、国内製造業における設備投資は依然として低調であり、市場規模が伸び悩む中で製造原価の上昇による仕入価格の上昇や、同業他社間の競争の激化等、先行き不透明な状況が続いております。このような環境のもとで、当社は、新規取引先の開拓や既存取引先でのシェアアップ等営業基盤の拡充に努めてまいりました。

この結果、当事業年度における売上高は243億61百万円（前期比5.7%増）となりました。また、利益面につきましても、売上高の増加により、営業利益は5億23百万円（前期比17.9%増）、経常利益は6億27百万円（前期比17.8%増）となり、当期純利益は3億66百万円（前期比18.0%増）となりました。

#### (2) 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、1億49百万円であります。その主なものは、当社、名古屋物流センター（名古屋市中川区）の倉庫増設であります。

#### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

| 区 分        | 第60期<br>(平成24年5月期) | 第61期<br>(平成25年5月期) | 第62期<br>(平成26年5月期) | 第63期<br>(当事業年度)<br>(平成27年5月期) |
|------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高      | 22,580             | 22,273             | 23,043             | 24,361                        |
| 経 常 利 益    | 522                | 506                | 532                | 627                           |
| 当 期 純 利 益  | 297                | 314                | 311                | 366                           |
| 1株当たり当期純利益 | 71.73円             | 75.92円             | 75.76円             | 91.11円                        |
| 総 資 産      | 14,438             | 14,780             | 15,385             | 16,577                        |
| 純 資 産      | 9,469              | 9,920              | 9,954              | 10,459                        |
| 1株当たり純資産額  | 2,282.86円          | 2,391.68円          | 2,471.33円          | 2,596.80円                     |

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数により、また、「1株当たり純資産額」は、期末現在の発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末現在の発行済株式総数につきましては、自己株式を控除しております。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

## ① 親会社の状況

当社は、親会社を有しておりません。

## ② 重要な子会社の状況

当社の子会社として中国器材株式会社がありますが、子会社の資産、売上高、当期純利益、利益剰余金等からみて重要な子会社には該当いたしません。

(6) 対処すべき課題

当管材業界におきましては、公共投資は増加傾向にあるものの、国内における民間設備投資については引き続き縮小傾向にあることにより受注競争は一層激しくなっており、経営環境は厳しい状況であります。

このような状況下において、当社といたしましては、当面の経営目標として掲げた売上高経常利益率3%及び株主資本利益率4%以上を達成するため、以下の重点施策を実施いたします。

①営業基盤の強化

新規顧客の開拓、既存顧客でのシェアの拡大による営業基盤の強化が当社における急務の課題であります。このため、顧客第一主義を徹底し、地域戦略や商品戦略の見直しによる顧客ニーズに合った高付加価値商品やサービスの提供及び物流システムの見直しによる一層きめ細かいデリバリーを展開し、営業基盤の拡大を図ってまいります。

②収益力の強化

上記営業基盤の強化による売上増加に加え、粗利益率の向上や、徹底したローコスト経営による収益力の強化を図ってまいります。このため、採算意識の徹底や商品戦略の再構築による高付加価値商品、成長商品の販売増強を行い、粗利益率の向上を図るとともに、トータルコストの一層の削減、リスク管理の徹底により収益向上を図ってまいります。

③人材の強化

上記営業基盤の強化、収益力の強化を担える人材の育成を行ってまいります。このため、教育体系の確立及び充実を行い、提案のできる人材を育成し、積極的な人材登用と適材適所による人材の有効活用を図り、活力に満ちた人材集団にしてまいります。

以上、今後の外部環境の変化に柔軟に対応しつつ、課題克服に全力を傾注してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き相変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（平成27年 5 月31日現在）

配管資材の販売

(8) 主要な事業所（平成27年 5 月31日現在）

本 社 名古屋市中村区

支 店 札幌（札幌市東区） 新潟（新潟市東区）  
東京（東京都江東区） 静岡（静岡県富士市）  
北 陸（富山県射水市） 名古屋（名古屋市中村区）  
関 西（堺市美原区） 九州（福岡市博多区）

営 業 所 北関東（さいたま市見沼区） 神奈川（神奈川県平塚市）

物 流 拠 点 名古屋物流センター（名古屋市中川区）

(9) 従業員の状況（平成27年 5 月31日現在）

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 数 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|---------------|---------|-------------|
| 223名    | △3名           | 38.6歳   | 14.1年       |

（注）上記従業員数にはパートタイマーは含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成27年 5 月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(平成27年5月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 13,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 4,284,500株 (自己株式256,558株を含む)  
(3) 株主数 352名  
(4) 上位10名の株主

| 株 主 名                     | 株式数<br>(千株) | 持株比率<br>(%) |
|---------------------------|-------------|-------------|
| オ ー タ ケ 持 株 会             | 481         | 11.94       |
| 西 尾 市                     | 363         | 9.01        |
| オ ー タ ケ 従 業 員 持 株 会       | 298         | 7.42        |
| 株 式 会 社 キ ッ ツ             | 292         | 7.25        |
| 鈴 木 照                     | 191         | 4.76        |
| 尾 崎 美 津 子                 | 148         | 3.68        |
| 岡 谷 鋼 機 株 式 会 社           | 142         | 3.53        |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 140         | 3.47        |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行         | 132         | 3.27        |
| 株 式 会 社 名 古 屋 銀 行         | 107         | 2.67        |

(注) 1. 当社は自己株式256,558株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は発行済株式総数から自己株式を控除した数に基づき算出しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年5月31日現在）

| 氏 名    | 地位及び担当                   | 重要な兼職の状況                                                        |
|--------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 吉川 富雄  | 代表取締役社長                  |                                                                 |
| 村井 善幸  | 常務取締役<br>営業本部長           |                                                                 |
| 高原 修一  | 取締役<br>東日本営業部長           |                                                                 |
| 服部 透   | 取締役<br>中部営業部長<br>兼本社営業部長 |                                                                 |
| 三浦 博隆  | 取締役<br>経理部長              |                                                                 |
| 加藤 邦彦  | 取締役<br>総務部長<br>兼システム室長   |                                                                 |
| 今崎 清明  | 取締役<br>西日本営業部長<br>兼関西支店長 |                                                                 |
| 堀部 浩市  | 常勤監査役                    |                                                                 |
| 石原 真二  | 監査役                      | 石原総合法律事務所所長及び矢作建設工業㈱の<br>社外取締役、豊島㈱、小林クリエイティブ㈱、㈱トー<br>エネックの社外監査役 |
| 秋山 三郎  | 監査役                      |                                                                 |
| 大嶽 喜久雄 | 監査役                      |                                                                 |

- (注) 1. 監査役石原真二、監査役秋山三郎の両氏は、社外監査役であります。
2. 監査役石原真二、監査役秋山三郎の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
3. 監査役大嶽喜久雄氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。



(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分               | 員数           | 報酬等の額             |
|------------------|--------------|-------------------|
| 取締役              | 7名           | 82百万円             |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>( 2名 ) | 16百万円<br>( 3百万円 ) |
| 合計               | 11名          | 99百万円             |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成元年7月28日開催の第37期定時株主総会決議において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成7年8月30日開催の第43期定時株主総会決議において年額30百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼職状況  
該当事項はありません。

- ② 他の法人等の社外役員の重要な兼職状況  
監査役石原真二氏は、矢作建設工業㈱の社外取締役及び豊島㈱、小林クリエイト㈱、㈱トーエネックの社外監査役であります。  
なお、当社は㈱トーエネックとの間に配管資材の販売等の取引関係があります。また、矢作建設工業㈱、豊島㈱及び小林クリエイト㈱とは特別の関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

| 氏 名   | 取締役会    |       | 監査役会  |      |
|-------|---------|-------|-------|------|
|       | 出席回数    | 出席率   | 出席回数  | 出席率  |
| 石原 真二 | 13回中12回 | 92.3% | 5回中5回 | 100% |
| 秋山 三郎 | 13回中13回 | 100%  | 5回中5回 | 100% |

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

- 監査役石原真二氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても適切な意見・提言を行っており

ます。

- ・ 監査役秋山三郎氏は、会社経営における十分な知識と豊富な経験から、取締役会において有用な指摘・意見を行っております。また、監査役会においても適切な意見・提言を行っております。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### (4) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、社外取締役を置くことの有益性を認識し、適任者の人選を行ってまいりましたが、適任者を確保するには至らず、社外取締役を選任しておりませんでした。このたび、平成27年5月1日施行の改正会社法により新設された機関設計である監査等委員会設置会社に移行することを、同年7月28日開催の当社取締役会で決議するとともに、同年8月27日開催の定時株主総会に監査等委員会設置会社への移行を主な内容とする定款変更を付議する予定としており、この移行により現任社外監査役(2名)を監査等委員たる社外取締役(2名)に選任する議案を合わせて付議する予定であります。

#### 4. 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

##### ② 報酬等の額

|                                | 報酬等の額 |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 16百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 16百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

##### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の目的事項とすることにいたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

##### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 当社取締役会における「内部統制システム構築の基本方針」の決議内容

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、「経営方針」、「行動指針」を全ての取締役及び使用人に周知し、企業倫理意識の向上や法令遵守のため「法令等遵守規程」の徹底を図り、必要に応じて研修を実施する。

ロ. 取締役会は、取締役会規則に則り会社の業務執行を決定する。

ハ. 代表取締役社長は、取締役会規則に則り取締役から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、取締役会規則に従い職務を執行する。

ニ. 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会規則に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

ホ. 社長直属組織である内部監査室が、本社及び各支店・営業所を定期的に監査し、その結果を代表取締役社長及び各取締役、監査役に報告する。

ヘ. 当社における法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見し、是正するため、「内部通報制度規程」を制定し、グループ社員を含む役職員全員に徹底する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）は、これに関する資料とともに社内規程に従い保管し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直しを行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスク管理は管理部門が統括的に管理するが、各部門固有の業務に付随するリスクについては、各部門長がそれぞれに自部門に内在するリスクを把握、分析、評価したうえで適切な対策を実施するとともに、使用人への教育を実施する。また、不測の事態が発生した場合は、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

事業計画の策定・遂行状況の進捗チェック等の経営マネジメント、並びに取締役会規則の厳正なる運用による業務遂行マネジメントの徹底により、取締役の職務執行の効率性の確保を行う。また、業務の適正を確保するため、ガバナンス体制や内部監査体制の強化を図る。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適性を確保するための体制

当社グループは、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、以下の体制を構築する。

イ. 子会社を主管する部門が、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営を管理するとともに、状況に応じ取締役を派遣して経営を把握し、取締役会及び監査役会への報告を行う。

ロ. 関係会社管理規程において、子会社との協議事項、子会社からの報告事項等を定め、適宜、子会社を主管する部門が子会社からの報告を受け、取締役会及び監査役会への報告を行うものとする。

ハ. 子会社に対して法令遵守、損失の危険の管理、財務報告の適正性の確保、効率的職務執行体制等の主要な内部統制項目について、各体制、規程等の整備の助言・指導を行うほか、子会社への教育・研修の実施などによりグループとしての内部統制システムの整備を図るものとする。

ニ. 社長直属組織である内部監査室は、年度計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、取締役会、監査役会及び子会社を主管する部門に結果を報告する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じて選任された監査役補助者は、監査役会直属の組織とし、人事評価及び人事異動等については監査役会の事前の同意を得る。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役及び使用人が行う監査役に対する報告は、法令の規定事項のほか、次の事項とする。

イ. 当社及び子会社の業務・財務並びに業績等に重大な影響、損害を及ぼす事項

ロ. 当社及び子会社の役職員が法令及び定款に違反する行為、又は、これらの行為を行うおそれがあると考えられる事項

ハ. 内部監査室長が行う内部監査の実施状況、業務遂行の状況、内部統制に関する活動状況並びに内部通報制度の運用状況及び通報の内容

ニ. 監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた当社及び子会社の取締役及び使用人は、速やかに当該事項につき報告を行う。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査役会規則」に則って監査を行うことにより、監査の実効性を確保する。又、代表取締役社長との意見交換会を行い、効率的な監査業務の遂行を図る。

- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができる内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより財務報告の信頼性と適正性を確保する。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の取引は行わず、不当・不正な要求に応じないことをグループ社員を含む役職員全員に徹底する。

(2) 当期における主な取組み

①取締役会

取締役会の役割・責務をより明確に、かつより実効性の高いものにするために、資料提出を会日に先だって配布するようにし、又社外監査役による積極的な問題提議を含め、建設的な意見交換を行い、取締役相互に監視・監督をするよう取り組みました。

②コンプライアンス

内部監査室や監査役が各部署の往査時の面談において、「法令等遵守規程」・「内部通報制度規程」の確認と反社会的勢力との取引の有無及び同取引を行わない等の指導を実施いたしました。

また、セクシュアルハラスメントについては、5月に全部署に再度徹底し、各部署の掲示板に注意事項を掲載いたしました。

③リスクマネジメント

与信管理につきましては、債権管理上不安な先については、毎期初に金額と合わせて見直しを行い、売上債権保証等により、取引先の倒産等による資金ロスに備えました。

また、全取引先に対して年2回興信所の簡易調査を行い、一部の取引先については、興信所調査を徴求し経営状況を把握しました。

④業績の管理

事業年度の初めに作成した「利益計画」に基づき、毎月1回の開催を原則とする予算実績会議において、各部署の目標の達成状況と達成に向けた具体案の立案、実行状況を取締役、常勤監査役及び各部門長が確認をしてきました。

⑤子会社に係る内部統制

本年5月22日に取締役会で決議しました「内部統制システムの基本方針」に基づき、子会社を主管する経理部主導のもと、各規程の見直しを始めました。

⑥内部監査体制

内部監査計画に基づき、当社の各部署の内部監査を実施し、取締役及び常勤監査役に報告いたしました。

⑦財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性を確保するため、経理業務マニュアルに基づいて決算数字を確定させた後、決算プロセス業務記述書を記入し、チェックいたしました。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題として位置づけており、先行き厳しい経営環境のもと、経営の効率化を図りながら、安定的な配当を維持継続していくことを目標とし、併せて企業体質の強化及び今後の事業展開に備えるための内部留保の充実を考慮しつつ、利益水準をより反映した適正な配当水準の維持向上に努めること基本方針としております。

当期の剰余金の配当につきましては、1株につき普通配当23円と株式公開20周年記念配当2円の合計25円といたしたいと存じます。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成27年 5 月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,576,718	流 動 負 債	5,321,669
現 金 及 び 預 金	879,763	支 払 手 形	3,028,342
受 取 手 形	3,396,265	買 掛 金	1,743,333
電 子 記 録 債 権	854,310	未 払 金	128,764
売 掛 金	4,849,935	未 払 法 人 税 等	136,203
商 品	1,526,778	未 払 消 費 税 等	63,509
繰 延 税 金 資 産	79,415	賞 与 引 当 金	158,038
そ の 他	28,735	そ の 他	63,476
貸 倒 引 当 金	△38,486	固 定 負 債	795,701
固 定 資 産	5,000,419	繰 延 税 金 負 債	33,260
有 形 固 定 資 産	3,241,243	再評価に係る繰延税金負債	141,429
建 物	658,554	退 職 給 付 引 当 金	569,395
構 築 物	23,392	そ の 他	51,616
機 械 及 び 装 置	11,305	負 債 合 計	6,117,371
車 両 及 び 運 搬 具	11,548	純 資 産 の 部	
工 具、器 具、備 品	32,216	株 主 資 本	10,257,858
土 地	2,504,226	資 本 金	1,312,207
無 形 固 定 資 産	56,233	資 本 剰 余 金	1,315,697
ソ フ ト ウ ェ ア	12,538	資 本 準 備 金	1,315,697
ソフトウエア仮勘定	42,000	利 益 剰 余 金	8,079,358
電 話 加 入 権 等	1,694	利 益 準 備 金	313,051
投資その他の資産	1,702,943	そ の 他 利 益 剰 余 金	7,766,306
投 資 有 価 証 券	1,574,846	圧 縮 積 立 金	31,551
関 係 会 社 株 式	23,000	特 別 償 却 準 備 金	2,176
従 業 員 長 期 貸 付 金	5,718	別 途 積 立 金	5,000,000
破 産 更 生 債 権 等	43,396	繰 越 利 益 剰 余 金	2,732,578
長 期 前 払 費 用	3,871	自 己 株 式	△449,404
そ の 他	97,679	評 価 ・ 換 算 差 額 等	201,907
貸 倒 引 当 金	△45,569	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	551,911
資 産 合 計	16,577,137	土 地 再 評 価 差 額 金	△350,003
		純 資 産 合 計	10,459,766
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	16,577,137

損 益 計 算 書

(平成26年 6 月 1 日から
平成27年 5 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		24,361,856
売 上 原 価		21,392,671
売 上 総 利 益		2,969,185
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,445,357
営 業 利 益		523,828
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	314	
受 取 配 当 金	30,714	
仕 入 割 引	99,953	
そ の 他	22,353	153,335
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,713	
売 上 割 引	44,258	
そ の 他	1,131	50,104
経 常 利 益		627,059
税 引 前 当 期 純 利 益		627,059
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	241,000	
法 人 税 等 調 整 額	19,090	260,090
当 期 純 利 益		366,969

株主資本等変動計算書

(平成26年6月1日から
平成27年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金	利益剰余金						自己株式	株主資本計
		資本準備金	利益準備金	その 圧縮 立金	他 特 償 準 備 金	利 益 剰 余 金	繰 上 金	繰 上 金		
平成26年6月1日 高	1,312,207	1,315,697	313,051	29,971	—	5,000,000	2,462,009	7,805,032	△449,317	9,983,619
事業年度中の 変 動 額										
剰余金の配当							△92,643	△92,643		△92,643
当 期 純 利 益							366,969	366,969		366,969
圧縮積立金の積立				1,579			△1,579	—		—
特別償却準備金の積立					2,176		△2,176	—		—
自己株式の取得									△86	△86
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額 (純 額)										
事業年度中の 変動額合計	—	—	—	1,579	2,176	—	270,569	274,325	△86	274,238
平成27年5月31日 高	1,312,207	1,315,697	313,051	31,551	2,176	5,000,000	2,732,578	8,079,358	△449,404	10,257,858

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成26年6月1日 高	335,860	△364,983	△29,122	9,954,496
事業年度中の 変 動 額				
剰余金の配当				△92,643
当 期 純 利 益				366,969
圧縮積立金の積立				—
特別償却準備金の積立				—
自己株式の取得				△86
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額 (純 額)	216,050	14,980	231,030	231,030
事業年度中の 変動額合計	216,050	14,980	231,030	505,269
平成27年5月31日 高	551,911	△350,003	201,907	10,459,766

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式……………移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

時価のあるもの……………事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

主な耐用年数 建物 8～50年

② 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法）に基づき計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		1,970,897千円
(2) 受取手形裏書譲渡高		1,368,203千円
(3) 関係会社に対する金銭債権	短期金銭債権	7,801千円
(4) 取締役に対する金銭債務		22,842千円

(5) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布 法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日改正）に基づき事業用の土地の再評価を行っております。なお、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成13年5月31日

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年 法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△230,695千円

- (6) 期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

受取手形	303,684千円
支払手形	67,043千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引における取引高

売上高 56,931千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	4,284,500株	一株	一株	4,284,500株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	256,508株	50株	一株	256,558株

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の 種類	配当金 の総額 (千円)	1株当たり の配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年8月27日 定時株主総会	普通株式	92,643	23	平成26年5月31日	平成26年8月28日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成27年8月27日開催の第63期定時株主総会において次のとおり決議することを予定し
ております。

決議予定	株式の 種類	配当の原資	配当金 の総額 (千円)	1株当たり の配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年8月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	100,698	25	平成27年5月31日	平成27年8月28日

(4) 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び総数

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金		23,790千円
未払費用		13,346千円
未払事業税		10,130千円
賞与引当金		51,836千円
退職給付引当金		182,922千円
長期未払金		4,422千円
減損損失		52,281千円
投資有価証券評価損		11,673千円
会員権評価損		5,418千円
その他		15,209千円
繰延税金資産	小計	371,032千円
評価性引当額		△64,836千円
繰延税金資産	合計	306,195千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金		△243,375千円
圧縮積立金		△14,916千円
その他		△1,749千円
繰延税金負債	合計	△260,041千円
繰延税金資産の純額		46,154千円

再評価に係る繰延税金負債

再評価に係る繰延税金資産		211,258千円
評価性引当額		△211,258千円
再評価に係る繰延税金負債		141,429千円
差引		141,429千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	35.5%
(調整)	
住民税均等割	1.9%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.9%
評価性引当額の増減	△0.2%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	4.5%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.5%

- (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.50%から、平成27年6月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については32.80%に、平成28年6月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.10%となります。この税率変更により、繰延税金資産は30,057千円、繰延税金負債は27,570千円減少し、その他有価証券評価差額金は25,813千円増加し、法人税等調整額は28,300千円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は14,980千円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金の調達等を必要とする場合は主として銀行等金融機関からの借入により行っております。

受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年5月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	879,763	879,763	—
(2) 受取手形	3,396,265	3,396,265	—
(3) 電子記録債権	854,310	854,310	—
(4) 売掛金	4,849,935	4,849,935	—
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	1,363,175	1,363,175	—
(6) 支払手形	(3,028,342)	(3,028,342)	—
(7) 買掛金	(1,743,333)	(1,743,333)	—
(8) 未払金	(128,764)	(128,764)	—
(9) 未払法人税等	(136,203)	(136,203)	—

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権及び(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(6) 支払手形、(7) 買掛金、(8) 未払金及び(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 1. 非上場株式（貸借対照表計上額 211,671千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

2. 関係会社株式（貸借対照表計上額 23,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には記載しておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,596円80銭
(2) 1株当たり当期純利益	91円11銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 7 月21日

株式会社 オータケ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指 定 有 限 責 任 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	大	中	康	宏	印
指 定 有 限 責 任 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	神	野	敦	生	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オータケの平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年7月22日

株式会社オータケ 監査役会

常 勤 監 査 役	堀部 浩市	㊟
社 外 監 査 役	石原 真二	㊟
社 外 監 査 役	秋山 三郎	㊟
監 査 役	大嶽 喜久雄	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第63期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金25円（普通配当23円、株式公開20周年記念配当2円）といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は100,698,550円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年8月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。

当社では従来から、業務執行の健全性及び透明性の向上を目的として、コーポレートガバナンス体制の充実を図ってまいりましたが、今般、取締役会の職務執行に対する監督機能をより一層強化するとともに、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うため、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有する監査等委員会設置会社に移行するため、所要の変更を行うものであります。

併せて、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役の責任を会社法で定める範囲で取締役会の決議によって一部免除することができる旨の規定並びに業務執行取締役等でない取締役との間で、責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力を発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条（条文省略） （機関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）監査役 <u>（3）監査役会</u> <u>（4）会計監査人</u>	第1条～第3条（現行どおり） （機関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2） <u>監査等委員会</u> <u>（削除）</u> <u>（3）会計監査人</u>
第5条～第18条（条文省略） 第4章 取締役及び取締役会 （員数） 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。	第5条～第18条（現行どおり） 第4章 取締役及び取締役会 （員数） 第19条 当社の取締役 <u>（監査等委員である取締役を除く。）</u> は、10名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第20条 取締役は、株主総会において選任する。	第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
3. (条文省略)	3. (現行どおり)
(任期)	(任期)
第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	<u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新設)	<u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(新設)	<u>(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)</u>
	第22条 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会の決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 第23条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 (新設) 第25条 (条文省略)	(代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 第24条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。 第27条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 第27条 (条文省略) (報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。 (新設) 第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。	(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。 第29条 (現行どおり) (報酬等) 第30条 取締役の報酬等の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令で定められた範囲内で、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第5章 監査等委員会 (削除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(選任方法)</u> <u>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>(任期)</u> <u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
<u>(常勤の監査役)</u> <u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削除)
<u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役会の議事録)</u>	(削除)
<u>第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u>	
<u>(監査役会規則)</u>	(削除)
<u>第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	
<u>(報酬等)</u>	(削除)
<u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	
(新設)	<u>(監査等委員会の権限)</u>
	<u>第32条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u>
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u>
	<u>第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
	<u>第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
	<u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第35条 監査等委員会の決議は、議決に加</u> <u>わることができる監査等委員の過</u> <u>半数が出席し、出席した監査等委</u> <u>員の過半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第36条 監査等委員会における議事の経過</u> <u>の要領及びその結果並びにその他</u> <u>法令に定める事項については、こ</u> <u>れを議事録に記載又は記録し、出</u> <u>席した監査等委員がこれに記名押</u> <u>印又は電子署名する。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規則)</u> <u>第37条 監査等委員会に関する事項は、法</u> <u>令又は本定款のほか、監査等委員</u> <u>会において定める監査等委員会規</u> <u>則による。</u>
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
第38条～第39条（条文省略）	第38条～第39条（現行どおり）
(新設)	<u>(報酬等)</u> <u>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役</u> <u>役が監査等委員会の同意を得て定</u> <u>める。</u>
第 7 章 計算	第 7 章 計算
第40条～第43条（条文省略）	第41条～第44条（現行どおり）

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、
取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	よし かわ とみ お 吉 川 富 雄 (昭和24年12月15日生)	昭和47年6月 当社入社 平成5年6月 仕入部長 平成9年8月 取締役仕入部長 平成13年8月 取締役商品部長 平成17年8月 常務取締役商品部長 平成19年8月 代表取締役社長（現任）	37,200株
2	むら い よし ゆき 村 井 善 幸 (昭和31年9月26日生)	昭和54年3月 当社入社 平成13年8月 営業部長 平成17年8月 取締役営業部長 平成18年6月 取締役営業副本部長 平成19年8月 取締役営業本部長 平成23年8月 常務取締役営業本部長 （現任）	17,600株
3	たか はら しゅう いち 高 原 修 一 (昭和29年2月16日生)	昭和55年7月 当社入社 平成13年6月 北陸営業所長 平成16年6月 営業本部付部長（北関東営業所・神奈川営業所統轄） 平成17年6月 東京支店長 平成19年6月 関東統括部長 平成20年8月 取締役関東統括部長 平成25年6月 取締役東日本営業部長 （現任）	8,700株
4	はっ とり とおる 服 部 透 (昭和36年5月30日生)	昭和59年4月 当社入社 平成16年6月 名古屋支店長 平成18年6月 第二営業部次長 平成19年6月 第二営業部長 平成23年8月 取締役中部地区担当 平成25年6月 取締役中部営業部長兼 本社営業部長（現任）	8,400株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
5	み うら ひろ たか 三 浦 博 隆 (昭和36年 9 月25日生)	昭和59年 4 月 当社入社 平成 7 年 6 月 経理部課長 平成17年 6 月 経理部次長 平成19年 6 月 経理部長 平成24年 8 月 取締役経理部長 (現任)	11,700株
6	か とう くに ひこ 加 藤 邦 彦 (昭和31年 7 月31日生)	昭和57年 3 月 当社入社 平成14年 6 月 総務部次長 平成18年 6 月 内部監査室長 平成24年 6 月 総務部長 平成25年 8 月 取締役総務部長 平成26年 6 月 取締役総務部長兼 システム室長 (現任)	9,500株
7	いま ぎき きよ あき 今 崎 清 明 (昭和32年10月 9 日生)	昭和63年 4 月 当社入社 平成16年 6 月 名古屋物流センター長 平成18年 6 月 第一営業部長 平成25年 6 月 関西支店長 平成25年 8 月 取締役西日本営業部長兼 関西支店長 (現任)	3,500株

(注) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	堀 部 浩 市 (昭和26年6月8日生)	平成15年3月 ㈱りそな銀行人事部 人材開発室室長 平成16年8月 当社常勤監査役 平成18年8月 取締役経理部長 平成21年6月 取締役管理本部 経理・システム担当 平成21年8月 取締役管理本部長 平成25年8月 常勤監査役(現任)	5,500株
2	石 原 真 二 (昭和29年11月3日生)	昭和60年4月 名古屋弁護士会登録 平成3年7月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 石原総合法律事務所所長 矢作建設工業㈱社外取締役 豊島㈱社外監査役 小林クリエイト㈱社外監査役	900株
3	秋 山 三 郎 (昭和18年10月25日生)	昭和41年4月 日立金属㈱入社 平成11年6月 日立パルプ㈱転籍 専務取 締役 平成13年6月 同社代表取締役 平成18年6月 同社代表取締役退任 平成18年8月 当社監査役(現任)	900株

(注) 1. 石原真二氏は、石原総合法律事務所に所属しており、同事務所は当社と法律顧問契約を締結しております。

2. その他の候補者2氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

3. 石原真二氏及び秋山三郎氏は社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。

社外取締役候補者の選任理由について

①石原真二氏につきましては、法曹界における豊富な経験と幅広い識見と、他社社外監査役、社外取締役としての豊富な経験から社外取締役としての役割を適切に遂行いただけると判断したため、選任をお願いするものであります。

②秋山三郎氏につきましては、企業経営の経験から培われた豊富な経験と幅広い識見から社外取締役としての役割を適切に遂行いただけると判断したため、選任をお願いするものであります。

5. 当社は、第2号議案の承認可決を条件として、堀部浩市氏、石原真二氏、及び秋山三郎氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額になります。

6. 当社は、石原真二氏、及び秋山三郎氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ておりますが、監査等委員である取締役として選任された場合、これを継続する予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
あか ほし とも あき 赤 星 知 明 (昭和46年4月9日生)	平成7年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 名古屋事務所入所 平成12年5月 公認会計士登録 平成14年8月 名古屋事務所退所 平成14年9月 赤星公認会計士事務所開設 平成17年2月 税理士登録 (重要な兼職の状況) 名古屋木材㈱社外監査役 パブリック㈱社外監査役	0株

(注) 1. 赤星知明氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 赤星知明氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

3. 赤星知明氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

4. 当社は、赤星知明氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額になります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成元年7月28日開催の第37期定時株主総会において年額150百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額150百万円以内と定めること、並びに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきますと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名となります。

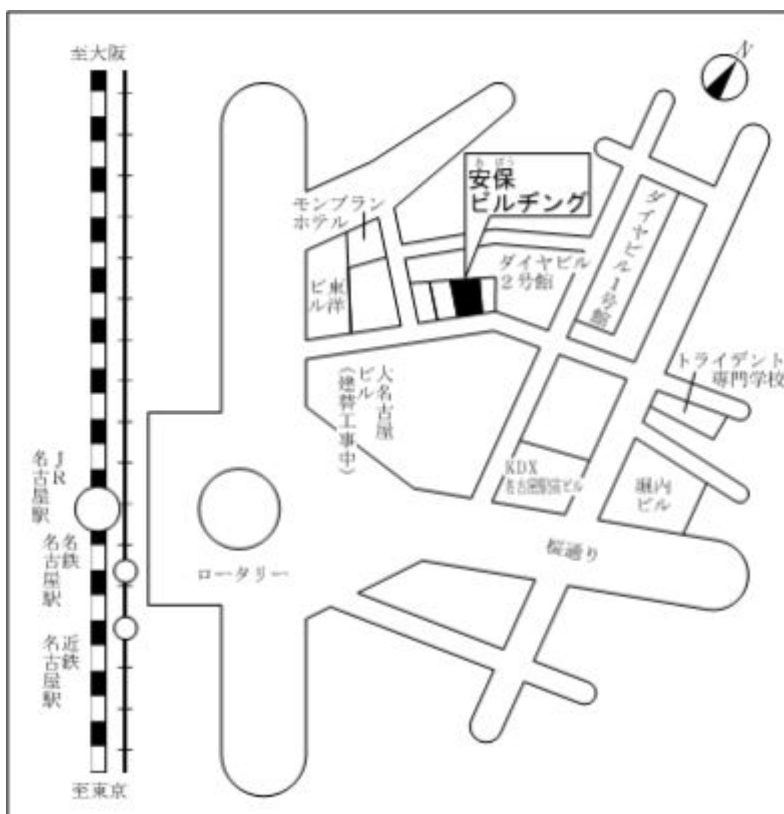
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を監査等委員の職務と責任を考慮して、年額30百万円以内と定めること、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきますと存じます。第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

以上

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary-ruled notebook paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図



- 会 場 名古屋市中村区名駅三丁目15番9号
 安保ホール 301号室（安保ビルディング3階）
 TEL (052) 561-9831（代表）
 （受付は、3階でいたしております。）
- 交 通 JR・名鉄・近鉄・地下鉄の各名古屋駅より徒歩8分

（お願い）会場には駐車場がございませんので、公共交通機関等をご利用願います。